Sustain & Grow

2025 4

2025.4.10号

Vol. 170

Index

Notice
あおば綜合社労士事務所 より
育児・介護休業法　2025年改正

Feature
【企画】春の一コマ、フォトコンテスト

Column
税理士　三瀬のコラム

Notice

あおば綜合社労士事務所 より

育児・介護休業法　2025年改正

2025年４月（一部は10月から）から育児・介護休業法が改正・施行され、事業者には様々な対応が求められます。今回は4つの改正ポイントにスポットをあてご紹介します。

【育児休業関連の改正】

❶❷ ４月から！

❶「子の介護休暇」の見直し：名称も「子の介護等休暇」に

対象範囲の範囲が、**小学校３年生終了までの子がいる従業員に拡充**されます。
休暇取得の目的として、改正前の①病気・ケガ、②予防接種・健康診断に加え、**③感染症に伴う学級閉鎖等、入園（入学）・卒業式**が追加されました。

❷「時間外労働の制限（残業なし）」の対象が拡大

対象範囲の範囲が拡大され、**小学校入学前の子がいる従業員が請求可能**になりました。

❸ 10月から！

❸「柔軟な働き方」を実現するための措置の義務化

現行制度では３歳までの子を持つ従業員について、短時間勤務等の柔軟な働き方が可能となっていますが、子供が３歳以降も柔軟な働き方が選択できるように、小学校入学前の子を養育する従業員を対象に下記の**5つの内２つ以上**を**選択して導入することが義務**づけられます。

- 始業終業時刻の変更
- テレワーク等（月10日以上）
- 保育施設の設置運営等（ベビーシッター代の補助もＯＫ）
- 養育両立支援休暇の付与（年10日以上）
- 短時間勤務制度

【育児・介護休業関連の改正】

❹育児・介護休業の制度について、社員への周知が義務化

社員またはその配偶者が妊娠した場合、または家族に介護が必要であることの報告を受けた場合、**育児・介護休業等制度の内容、制度利用時の申出先、育児（介護）休業給付金について従業員に説明し、制度の利用についての意向を確認**することとなっています。

10月から！

【育児関係の周知時期】

- 社員または配偶者が妊娠したことを申し出たとき
- 子が３歳になる前

※制度等の周知に加え、勤務時間帯、勤務地、育児両立支援制度等の利用期間、業務量・労働条件の見直し等、意向の聴取が必要です。

４月から！

【介護関係の周知時期】

家族に介護が必要であることの報告を受けたとき
従業員が40歳になったとき

改正育児・介護休業法については、厚生労働省がWebサイトを開設しています。
このほかの内容についてご確認される場合はホームページをご覧ください。

厚労省 育児休業　検索

厚生労働省HP　育休特設HP

厚労省 介護休業　検索

介護休業特設HP

あおばより
春の一コマをお届け

ピカピカの１年生

お花発見！！！

遠近法ＧＯＯＤ✨

お庭の水仙

天理教 教会本部しだれ桜

春眠ニャンズ＆花見犬

馬見丘陵公園にて

九州の夜桜

あおばの🌸も
花の数が増えました

筍、筍、にょっきっき

親父の肩車

一面のたんぽぽ！

つくしもにょきにょき

お家も春仕様に！！

Column

始まりのキセツ

人生の扉を開く季節。桜のつぼみがふくらみ、満開の花が春の訪れを告げます。春の演出は、初々しく物事を始める最適な季節です。陰陽五行では、木。草木がどこまでも高く伸びていくように、木の五行は発展と成長のエネルギーでもあり、限りなく膨張していくような性質です。人間も自然の一部と考えれば、同じように成長のエネルギーを受けることができます。何かをしたい、何かを始めたい、何かに挑戦したい。こうした気持ちを動かしているのは、やはり、春のエネルギーと無関係でいられません。

このような季節だからこそ、心がせわしくウズウズしてきます。ふと、思ったことは、直ちに行動にうつす。思ったら吉日です。だけど、人はふと思ったこと事に対して、直ぐに言い訳が始まる。もう少しお金がたまってから、もう少し時間に余裕ができたら、きっと周りの人に反対される、もう少し、余裕ができてからとエンドレスな妄想を作ります。どうしても現状維持を好みます。

人間の脳は、“変わらないこと”を超安全だと認識します。だから、「いつもと同じルート」「いつもと同じ発想」「いつもと同じ選択肢」を無意識に選びがちだそうです。でも、実はその自己防衛本能こそが、変化とチャンスを遠ざけています。ギリシャ神話には「チャンスの神の前髪をつかむ」というフレーズがあります。チャンスの神様が表れた時、チャンスが後ろ髪を通過するまでに、躊躇なく掴む。

昨年、ふと、何の前触れもなくペルーのマチュピチュに行こうと思い立ちました。この時も色々と言訳妄想君がささやきます。お金は大丈夫なの？こんなに休んで業務は大丈夫？いつでも行けるんじゃないの？家族は納得しているの？まあ、色々と妄想君に振り回されましたが、いざ、行動にうつしてみると、障壁の垣根は小さいことに気付きます。改めて、行くべきタイミングに行けたことに感謝します。今年の私の置かれている状況を考えると、ペルーに行ける余裕はありません。やはり、ふと思ったあの時の決断は間違っていなかったと思う次第です。

何かをやりたい、行ってみたいと思いついた時は、その感情や意志を大切にしてほしいと思います。ついつい、目先の損得に目がいきがちですが、ふっと思い立った直観は、不思議な力を持ちます。直観で思ったことは、さまざまな形で後押ししてくれます。ペルー旅行に行こうと思い立った時、タイミング良くペルーのニュース番組や新聞記事、雑誌、本等を目にします。

できるかどうかわからないけど、直観を信じてとにかく、一歩を踏み出す。満開の花びらが風に吹かれて舞い上がり、足元に落ちる。落ちた花びらは進むべき道を指し示してくれるはずです。

税理士法人あおばのグループ会社である合同会社AOBAアセットマネジメントは、新規事業を構想中です。７月中にはＨＰを立ち上げます。ふっと思った直観の“可能性の種”は、これから１年かけてじっくりと育てたいと思います。

税理士　三瀬 義男

Cover Photo

【右上：桜】奈良センターオフィスそば、佐保川（撮影：高橋）
【左：チューリップ】馬見丘陵公園（撮影：小林）

本　　社　〒632-0071　奈良県天理市田井庄町528
TEL　0743-63-2361　　FAX　0743-63-6223
奈良ｾﾝﾀｰｵﾌｨｽ　〒630-8115　奈良市大宮町7丁目1-33　奈良ｾﾝﾀｰﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ 6階
TEL　0742-36-0020　　FAX　0742-36-0021
大阪事務所　〒550-0012　大阪市西区立売堀1-1-1　立売堀1番館 4階
TEL　06-6541-6790　　FAX　06-6541-6789
URL http://www.aoba-atm.com　　E-mail info@aoba-atm.com
税理士法人　あおば　　発行責任者　松尾　潤